

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリン

目次

ページ

告示

- 一般競争入札の実施 (環境政策課) 一
 - 大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出(三件) (地域産業課) 二
 - 平成十四年度後期実施技能検定試験の実施 (人材育成課) 五
 - 特定調達契約に係る入札の公告 (水産林務部企画調整課) 八
 - 北海道林業改善資金収納事務の私人委託の一部改正 (林業振興課) 九
 - 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 九
 - 一般競争入札の実施 (計画管理課) 一〇
 - 公共測量の実施の通知 (建設部総務課) 一一
 - 半島振興法による市町村道の代行工事の完了 (道路計画課) 一一
 - 北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正 (経理課) 一一
 - 北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課) 一一
- ### 公表
- 平成十三年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況 (管財課) 一一
- ### 公告
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) 一一
- ### 支庁告示
- 建築基準法による道路の位置の指定 一一
 - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 一一
- ### 札幌医科大学告示
- 一般競争入札の実施 一一
- ### 道選挙管理委員会告示
- 北海道選挙執行規程の一部を改正する規程 一一
 - 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 一一

告示

北海道公示第1426号

平成十四年九月三日 火曜日

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成14年9月3日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする買貸借物品等の名称及び数量
環境情報システムに使用するパソコン等 一式(1月あたりの単価)
パーソナルコンピュータ 3台
インクジェットプリンタ 1台
- (2) 調達をする買貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成14年11月1日(金)
- (4) 契 約 期 間 平成14年11月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年10月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (5) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の買貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該物品の障害発生時等に、速やかな対応の取ることができると認められること。
- (4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明したものであること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第107条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならぬ。

ア 申 請 の 時 期 平成14年9月3日(火)から10日(火)まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境室環境政策課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 232

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

第139号

報 告 公 開 規 則

- 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室環境政策課
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁本庁舎12階 環境生活部1号会議室
 - (2) 入 札 日 時 平成14年9月18日(水)13時30分
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
 - 6 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金は、免除する。
 - 7 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境室環境政策課
 - (2) 交 付 方 法 (1)に同じ。
 - 8 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。
 - 9 落札者の決定方法
北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内であって最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
 - 10 契約書作成の要否
 - 11 その他
 - (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
落札決定に当たっては、入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。
なお、消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)
 - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称	北海道環境生活部環境室環境政策課
イ 所 在 地	郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 232
 - (4) この入札の執行は、公開する。
 - (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1427号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。
なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年1月6日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着することができ。
平成14年9月3日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
千歳フアッションモール
千歳市あずさ3丁目14番1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
西澤 實
千歳市あずさ3丁目12番1号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎
株式会社アペイル 代表取締役 島村 治伸
株式会社アペイル 代表取締役 島村 治伸
埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号
埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成15年4月22日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,045m²
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数	103台
イ 駐輪場の収容台数	20台
ウ 荷さばき施設の面積	218m ²
エ 廃棄物等の保管施設の容量	41m ³

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(7) 株式会社しまむら

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時

(4) 株式会社アペイル

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時45分から午後9時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口4箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成14年8月21日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道石狩支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成14年9月3日(火)から平成15年1月6日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、千歳市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については千歳市へ問い合わせること。

北海道告示第1428号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年

1月6日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するように提出することができる。
平成14年9月3日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フアッシュンセンターしまむら神居店、ダイイチ神居店

旭川市神居7条1丁目1番2号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

土田 怜子、土田 敏之

旭川市神居2条2丁目2番13号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎

埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号

株式会社ダイイチ 代表取締役社長 小西 保男

帯広市東5条南11丁目6番地

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年4月23日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,811㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 117台

イ 駐輪場の収容台数 41台

ウ 荷さばき施設の面積 465㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 66㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社しまむら	午前10時	午後8時
株式会社ダイイチ	午前9時 (年120日午前7時30分)	午後9時45分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分(年120日午前7時)から午後10時まで
駐車場の自動車の出入口の数

5箇所

工 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

小 売 業 者 名	荷さばきを行うことができる時間帯
株式会社しまむら	午前9時から午後9時まで
株式会社ダイイチ	午前7時から午後9時まで

2 届出年月日

平成14年8月22日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道上川支庁商工労働観光課

旭川市商工観光部商業課

(2) 縦覧期間

平成14年9月3日(火)から平成15年1月6日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで。ただし、旭川市は午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1429号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年1月6日まで北海道胆振支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年9月3日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレッションセンターしまむら登別店

登別市富岸町2丁目1番2号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

上田商事株式会社 代表取締役 上田 敏朗

登別市新川町2丁目5番地1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎

埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年4月22日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,295㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

イ 駐輪場の収容台数

ウ 荷さばき施設の面積

エ 廃棄物等の保管施設の容量

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時45分から午後8時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成14年8月21日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道胆振支庁商工労働観光課

に掲げるもの			
（1級及び2級） 和 載 電 機 （3級） テクニカルイラストレーション	和 服 製 作 作 業 立 体 図 形 仕 上 げ 作 業 立 体 図 形 制 御 盤 製 図 作 業 配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 図 作 業	テクニカルイラストレーション作業	11,500 (7,700) 11,500 (7,700)
電 気 製 図	配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 図 作 業		11,500 (7,700)

注 1 職種について実技試験科目が2以上ある場合は、当該科目から1科目を選択するものとする。
3級の実技試験手数料の（ ）内は、条例別表86の項の施設（次に掲げるものをいう。）の訓練生及び在校生（当該受検資格を有する者に限る。）が受検する場合の金額である。

- ① 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校
- ② 認定職業訓練施設
- ③ 高等学校又は中等教育学校の後期課程
- ④ 専修学校又は各種学校
- ⑤ 高等専門学校
- ⑥ 短期大学
- ⑦ 大学
- ⑧ その他都道府県知事が認める施設

- イ 実 施 期 日 実技試験は、平成14年11月29日（金）から平成15年2月23日（日）までの間において、別途北海道職業能力開発協会が指定する日に行う。
- ウ 実 施 場 所 実技試験の実施場所は、別途北海道職業能力開発協会から通知する。
- エ 問 題 の 公 表 実技試験問題は、平成14年11月22日（金）に北海道職業能力開発協会の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については、あ

はじめ公表しない場合もある。

- (2) 学 科 試 験
ア 手 数 料 3,100円
イ 実 施 期 日 学科試験は、次の表の検定職種の欄に掲げる職種に掲げる職種の区分に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる期日に行う。
- | 検 定 職 種 | 実 施 期 日 |
|--|---------------|
| (ア) 特級に係る技能検定職種 | 平成15年2月9日（日） |
| (イ) 機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、ガラス加工、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工及び金属材料試験 | 平成15年2月2日（日） |
| (ウ) 舞台機構調整 | 平成15年2月5日（水） |
| (エ) さく井、金型製作、めっき、ロープ加工、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、石材施工、パン製造、酒造、建築大工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテントオール施工、建築図面製作、機械・プラント製図、塗装、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工 | 平成15年2月9日（日） |
| (オ) 金属ばね製造、和裁、紙器・段ボール箱製造、製版、自動ドア施工、フラインセラムミック製品製造、テクニカルイラストレーション、電気製図、義肢・装具製作、枠組壁建築、エーエルシーパネル施工及び産業洗浄 | 平成15年2月16日（日） |
- ウ 実 施 場 所 学科試験の実施場所は、別途北海道職業能力開発協会から通知する。
- 4 受 検 申 請 の 手 続
(1) 提 出 書 類
ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面
(2) 提 出 先 北海道職業能力開発協会
所在地 郵便番号 003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目
電 話 (011) 825-2386
(3) 受 付 期 間 平成14年10月1日（火）から11日（金）まで
(4) 受 検 申 請 に 関 す る 注 意
ア 申請書の用紙及び受検案内は、北海道職業能力開発協会にて交付する。

呼 6 9 6 1 3 1 紙

なお、申請書の用紙を郵送により請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、郵便切手190円分をはったもの）を同封すること。
イ 申請書を郵送により提出する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

なお、郵送による場合は、受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。

5 手数料の納付方法 実技試験の手数料（前記3の1)アに掲げる額）及び学科試験の手数料（3,100円）は、申請書を提出する際に現金で納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合、免除を受けようとする試験に係る手数料は、納付を要しない。
また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格 通知 書 技能検定合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、北海道職業能力開発協会が平成15年3月25日（火）に書面で通知する。

(2) 技能検定合格証 書 の 交付 特級技能検定、1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、2級技能検定又は3級技能検定の合格者には北海道知事の合格証書を交付する。

7 そ の 他 技能検定については不明な点は、各支庁経済部商工労働観光課（後志支庁にあっては、経済部商工労働課）、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道職業能力開発協会に問い合わせること。
試験は、原則として、受検者の居住している支庁管内で実施するが、少数の場合は近くの会場に統合し、又は実施を中止することもある。

北海道告示第1431号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成14年9月3日

1 入札に付する事項 北海道知事 堀 達 也

(1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

マシネット北海道スナテム用機器等 一式
(2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 納 入 期 限 平成14年11月30日（土）
(4) 契 約 期 間 平成14年12月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成19年11月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
(5) 納 入 場 所 入札説明書及び要求仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借及び情報システム開発の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該物品に関し、迅速な保守サービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第2項の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年9月3日（火）から30日（月）まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部企画調整課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 178

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
4 契約条項を示す場所

郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部企画調整課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 178

5 入札執行の場所及び日時
(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎10階水産林務部1号会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 -

解 答 例 集

8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部企画調整課)

(2) 入札日時 平成14年10月15日(火)午前10時30分(郵送による場合は、配達証明郵便で提出することとし、平成14年10月11日(金)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税法及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部企画調整課
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内であって最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否
10 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札業者が共同企業体の場合であって、その構

成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申請書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道水産林務部企画調整課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111 内線 28-178

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

II Summary

A. Nature and quantity of the products to be rented :
Computer Network System 1set

B. Bid tendering date and time :
10 : 30 A. M., October 15, 2002
(If mailed, bids must arrive to later than October 14)

C. Contact :
Municipalities Division, Office of Regional Promotion, Department of Comprehensive Planning, Hokkaido Government Nishi 6 Kita 3, Chuo-ku, Sapporo City, Japan
060-8588 Phone : 011-231-4111 Ext. 28-178

北海道告示第1432号

昭和51年北海道告示第4109号(北海道林業改善資金収納事務の私人委託)の一部を次のように改正する。
平成14年9月3日

北海道知事 堀 達 也
「平取町森林組合 沙流郡平取町本町31番地3」を「沙流川森林組合 沙流郡平取町本町31番地3」に改め、「門別町森林組合 沙流郡門別町字本町210番地」及び「三石町森林組合 三石郡三石町字本町212番地」を削り、「浦河町森林組合 浦河郡浦河町緑町2番地1」を「日高東部森林組合 浦河郡浦河町堺町西1丁目3番17号」に、「様似町森林組合 様似郡様似町大通2丁目」を「ひだか南森林組合 様似郡様似町大通2丁目35番地4」に改める。

北海道告示第1433号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

第139号

平成14年9月3日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除予定保安林の所在 目梨郡羅臼町岬町7の3 (次の図に示す部分に限る。)
場所
- (2) 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に
備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 解除予定保安林の所在 目梨郡羅臼町岬町7の3 (次の図に示す部分に限る。)

場所

(2) 保安林として指定され 魚つき
た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に
備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1434号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成14年9月3日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量 (1月当たりの単価)

パーソナルコンピュータ等 一式 12組

プリンター 1台

MOドライブ 6台

DVDドライブ 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 借 上 期 間 平成14年11月1日から平成15年3月31日まで。ただし予算の範囲
内で、平成17年10月31日を限度に当該契約期間を延長することが
有り得る。

(4) 納 入 場 所 北海道建設部建築整備室計画管理課

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の
資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 納入した賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建築整備室計画管理課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁9階建設部建築整備室入札室

(2) 入 札 日 時 平成14年9月27日 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は免除する。

6 郵便又は電報による入札
認めないものとする。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建築整備室計画管理課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第
1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)を毛
って入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成14年9月13日

(2) 提 出 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建築整備室計画管理課

11 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各
号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 ア 名 称 北海道建設部建築整備室計画管理課
 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 29 - 862
 (4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。
 (5) この入札の執行は、公開する。
 (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1435号
 網走開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

- 平成14年9月3日
- | | | | | | |
|--------|----------------------|-------|---|---|---|
| 1 作業種類 | 公共測量（1・2級基準点） | 北海道知事 | 堀 | 達 | 也 |
| 2 作業期間 | 平成14年8月26日から10月22日まで | | | | |
| 3 作業地域 | 佐呂間町 | | | | |

北海道告示第1436号
 半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。
 平成14年9月3日

- | | | | | | |
|--------|--|-------|---|---|---|
| 1 路線名 | 森町道駒ヶ岳赤井川線 | 北海道知事 | 堀 | 達 | 也 |
| 2 工事区間 | 茅部郡森町字駒ヶ岳353番地先から
茅部郡森町字駒ヶ岳353番地先まで | | | | |

- 3 工事の種類 改築
 4 工事完了の日 平成14年9月12日

北海道告示第1437号
 平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。
 平成14年9月3日

- 2 収納代理金融機関の項株式会社UFJ銀行の事項中「東京中央営業部、J、「日本橋中央支店、J、「新宿東口支店、J及び「大阪中央支店」を削る。

北海道告示第1438号
 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。
 平成14年9月3日

- 2 売りさばき人の項株式会社札幌銀行の事項中「同 砂川支店」を削る。

収 入

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、平成13年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況を次のとおり公表する。

- 平成14年9月3日
- | | | | | |
|------------------|-----------------|---|---|---|
| 1 火災共済・自動車損害共済事業 | 北海道知事 | 堀 | 達 | 也 |
| 分担金その他の収入 | 5,233,702,951円 | | | |
| 災害共済金、経費その他の支出 | 2,194,167,862円 | | | |
| 正味財産 | 20,916,285,424円 | | | |
| 2 機械損害共済事業 | | | | |
| 分担金その他の収入 | 1,022,002,586円 | | | |
| 災害共済金、経費その他の支出 | 268,932,488円 | | | |
| 正味財産 | 5,812,070,098円 | | | |

公 告

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。

平成14年9月3日

北海道知事 堀 達也

- 1 氏名又は名称 新富士機工株式会社
- 2 代表者の氏名 熊林 憲一
- 3 主たる事務所又は事業所の所在地 釧路市鳥取南4丁目1番1号
- 4 指定の取消年月日 平成14年8月1日

支 庁 長

北海道日高支庁告示第11号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、日高支庁経済建設指導課及び浦河町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成14年9月3日

北海道日高支庁長 真田 篤弘

- 1 指 定 番 号 日建指第1069号
- 2 指 定 年 月 日 平成14年8月23日
- 3 道 路 の 位 置 浦河郡浦河町向が丘西2丁目568 - 104
- 4 道 路 の 幅 員 6.00m
- 5 道 路 の 延 長 44.50m
- 6 申請者の住所及び氏名 浦河郡浦河町向が丘西3丁目507番地

有限会社 高野牧場 代表取締役 高野 薫

北海道十勝支庁告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年9月3日

北海道十勝支庁長 尾山 篤治

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 河西郡芽室町西4条1丁目2 - 2、西5条1丁目1 - 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 河西郡芽室町東1条2丁目 芽室町農業協同組合 代表理事専務 辻 勇
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年6月10日 十建指第14 - 5号指令

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第25号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年9月3日

札幌医科大学長 秋野 豊明

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 共焦点レーザー走査型顕微鏡、倒立顕微鏡システム及び細胞画像解析システム
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成14年12月20日（金）
 - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
 - (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課
- 4 入札執行の場所及び日時 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
 - (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室
 - (2) 入 札 日 時 平成14年9月19日（木） 午前9時30分
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

<p>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p> <p>5 入 札 保 証 金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>6 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課</p> <p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。</p> <p>7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。</p> <p>8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>9 契約書作成の要否 要</p> <p>10 入札参加申込書の提出期限及び場所 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。</p> <p>(1) 提 出 期 限 平成14年9月18日（水）</p> <p>(2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課</p> <p>11 そ の 他</p> <p>(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p>
--

<p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課</p> <p>イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253</p> <p>(4) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(5) 詳細は、入札説明書による。</p>

北海道選挙管理委員会告示第114号

<p>北海道選挙管理委員会告示第114号 北海道選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。 平成14年9月3日 北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之 北海道選挙執行規程の一部を改正する規程 北海道選挙執行規程（平成12年北海道選挙管理委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第30条第1項第1号中「第7区 留萌支所」を「第7区 釧路支所」に改め、「第13区 釧路支所」を削り、同条第2項中「留萌支所、渡島支所、胆振支所及び釧路支所」を「渡島支所、空知支所、網走支所、胆振支所及び釧路支所」に改める。</p> <p>第34条中「第7区 留萌支所」を「第7区 釧路支所」に改め、「第13区 釧路支所」を削る。</p> <p>第66条第1項中「[法第164条の5（街頭演説）第3項」を「[法第164条の5（街頭演説）第2項」に改める。</p> <p>第96条第1項第2号及び第107条第1項第1号中「第7区 留萌支所」を「第7区 釧路支所」に改め、「第13区 釧路支所」を削る。</p> <p>第109条中「[法第201条の7（衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙の場合の規定）」を「[法第201条の7（衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙の場合の規定）」に改める。</p> <p>第112条第2項中「[法第201条の11第2項」を「[法第201条の11（政治活動の態様）第2項」に改める。</p> <p>第116条第2項中「[自治大臣」を「[総務大臣」に改める。</p> <p>第133条第2項中「[第96条（報告書の閲覧）」を「[第96条（報告書の保存及び閲覧）」に改める。</p> <p>北海道選挙管理委員会告示第115号</p>
